

滋賀県水産試験場本館等整備事業

入札説明書

令和8年4月

滋賀県

目次

第1	総則	1
1	入札説明書の位置付け	1
2	入札説明書の構成	1
3	用語の定義	1
第2	事業の概要	3
1	事業名	3
2	事業用地の概要	3
3	施設計画概要	3
4	事業の方式	4
5	対象業務	4
6	事業期間（予定）	4
7	予定価格	4
第3	応募者の募集等に関する事項	4
1	応募者の募集および受注者選定の方法	4
2	本事業の設計および工事等に関する要求水準等	5
第4	参加要件	5
1	応募者の構成等	5
2	応募者の構成員に関する参加資格要件	6
3	配置予定技術者の参加資格要件	9
4	応募者を構成する法人の変更	10
5	第一次審査基準日	10
6	参加資格の喪失	10
第5	受注者選定のスケジュール等	11
1	受注者選定のスケジュール	11
2	入札説明書等の公表等	11
3	質問の受付等について	12
4	第一次審査書類（資格審査）の受付	12
5	入札保証金の納付等に係る書類等の提出	13
6	現地見学の実施	13
7	対話の実施	14
8	第二次審査書類（基礎審査、実績審査、提案審査）および入札書等の受付	15
9	入札手続	16
10	入札の無効	17
第6	応募および参加に際しての留意事項	18
1	費用負担	18
2	本事業の参加に際して不正行為等が発覚した場合の措置	18

3	提出書類の著作権や特許権の取扱い.....	18
第7	技術提案審査および落札者決定に関する事項.....	18
1	技術提案審査および落札者選定に関する基本的な考え方.....	18
2	プレゼンテーション・ヒアリングについて.....	18
3	落札者の決定結果の公表方法.....	19
4	プロジェクト概要書の提出.....	19
第8	本事業における契約の基本的な考え方.....	19
1	本契約に関する基本的な考え方.....	19
2	入札保証金.....	20
3	契約保証金.....	20
第9	その他本事業の実施に関する事項.....	21
1	参加者を構成する法人の名称の公表.....	21
2	本事業に係る情報の提供方法.....	21
3	本事業の入札に関する苦情の申立て.....	21
4	受注者の配置予定技術者の変更について.....	21
5	書類等の提出先および問合せ先.....	21

第1 総則

1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、滋賀県（以下「県」という。）が実施する滋賀県水産試験場本館等整備事業（以下「本事業」という。）の入札に参加する者を募集し、総合評価方式による一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により設計施工者を選定するために定めるものである。

なお、本入札説明書は、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

2 入札説明書の構成

入札説明書は、下記により構成される。各項目の詳細は、「配布および提出書類一覧表」に示す。

- (1) 入札説明書
- (2) 入札説明書別添資料
 - A_入札説明書関連書類
 - B_様式集 入札説明書等に関する提出書類
 - C_様式集 入札参加表明時の提出書類
 - D_様式集 入札時の提出書類
 - E_契約関連書類
 - F_要求水準書
 - G_要求水準書別紙

入札説明書に添付する入札説明書別添資料A～Gは、入札説明書と一体のものであり（以下入札説明書および入札説明書別添資料ならびにそれに係る質問回答書および追加補足指示書を総称して「入札説明書等」という。）、全ての資料は参加者が提案書類を作成する上での前提となる。

3 用語の定義

- (1) 「応募者」とは、本事業の入札に参加するために参加要件の審査を受ける者をいう。
- (2) 「参加者」とは、本事業の入札参加が認められた者をいう。
- (3) 「受注者」とは、本事業を行う者であり、県と本事業に係る契約を締結する者をいう。
- (4) 「監督職員」とは、本事業に係る契約を締結後、契約図書等に定められた範囲内において受注者に対する指示、承諾または協議の職務等を行う者で、契約図書の規定に基づき、県が定めた者をいう。
- (5) 「統括責任者」とは、本事業に係る受注者関係者を統括し、発注者との協議責任者とし、設計業務、建設工事およびその他業務に関し、相互調整を行うとともに、この契約に基づく受注者の権限（請負代金額の変更、契約の解除の権限等は除く。）を行使する者をいい、事業の開始から完了まで、一貫して本業務のコスト管理および工程管理を行うものとする。
- (6) 「管理技術者」とは、設計業務または監理業務の管理および統括等を行う者で、契約図書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

- ア 建築（意匠） 令和6年国交省告示第8号における別添一第1項第二号ロ（1）戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書として、表に示す設計の種類欄(1)総合に係るもの
- イ 建築（構造） 同欄(2)構造に係るもの
- ウ 電気設備 同欄(3)設備の(i)電気設備に係るもの
- エ 機械設備 同欄(3)設備の(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備および(iv)昇降機等設備に係るもの
- (7) 「主任担当技術者」とは、管理技術者のもとで、設計業務において各分担業務分野の従事技術者を総括する役割を担う者をいう。
- (8) 「設計担当者」とは、主任担当技術者のもとで、設計業務において各分担業務分野における従事技術者を担う者をいう。
- (9) 「工事監理者」とは、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認する者をいう。
- (10) 「現場代理人」とは、工事において工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う者をいう。
- (11) 「監理技術者」とは、工事を適正に実施するため、当該工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実にを行う者で、建設業法第26条第2項に定める者をいう。
- (12) 「施工担当者」とは、監理技術者のもとで、工事において建築、電気設備、機械設備の工種ごとの施工および監督職員との技術窓口として従事する者をいう。
- (13) 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
- (14) 「契約書」とは、基本契約書（別紙を含む。）、建築設計業務委託契約各条項、建築工事監理業務委託契約各条項および建設工事請負契約約款をいい、これらを総称して「本契約」という。
- (15) 「設計図書」とは、追加・補足指示書、質問回答書、要求水準書等、技術提案書等、実施設計図書（※工事段階のみ適用）および共通仕様書をいう。
- (16) 「追加・補足指示書」とは、応募者および参加者に対して県が追加・補足指示した書面をいう。
- (17) 「質問回答書」とは、応募者および参加者からの質問書に対して、県が回答した書面をいう。
- (18) 「要求水準書等」とは、F_要求水準書およびG_要求水準書別紙をいう。
- (19) 「技術提案書等」とは、技術提案書および提案図面含む提案審査書類等、その他参加者が契約の締結までに提出した一切の書類をいう。
- (20) 「共通仕様書」とは、F-01「要求水準書」に示す各種基準・指針等をいう。
- (21) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務、建設工事およびその他業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (22) 「通知」とは、業務に関する事項について、相手方に対し書面をもって知らせることをいう。
- (23) 「提出」とは、応募者、参加者または受注者が県に対し、設計業務、建設工事およびその他業務に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(24) 「書面」とは、手書き、パソコン等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発行年月日を記載し、署名または捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

第2 事業の概要

1 事業名

滋賀県水産試験場本館等整備事業

2 事業用地の概要

(1) 建設計画地

滋賀県彦根市八坂町地内

(2) 敷地面積

約 27,035 m² (※境界確定中)

(3) 法的規制等

ア 用途地域等	市街化調整区域
イ 防火地域	指定なし (法第 22 条区域外)
ウ 風致地区	彦根長浜湖岸風致地区
エ 景観計画	琵琶湖・内湖景観形成地域 (愛知川～犬上川地区)
オ 建築物の許容容積率	200%
カ 建築物の建ぺい率	70%
キ 高さ制限	道路斜線 1.5 L (20m)、隣地斜線 20m+1.25 L
ク 壁面位置の制限	北側斜線なし
ケ 日影規制	日影規制なし
コ 地区計画	なし
サ 緑化率	ウ風致地区条例、エ景観条例の規定に準ずる
シ 文化保護法	埋蔵文化財包蔵指定地域外
ス 道路	南東側：市道 南側：市道
セ 河川	北東側：一級河川犬上川

3 施設計画概要

(1) 建設 (新本館棟) (供用に必要なインフラ・外構整備含む。)

構造：提案による

階数：提案による

延べ床面積：新本館・新飼育実験棟合計を 1,889 m²以内

(2) 建設 (新飼育実験棟) (供用に必要なインフラ・外構整備含む。)

構造：提案による

階数：1階

延べ床面積：新本館・新飼育実験棟合計を 1,889 m²以内

(3) 建設（その他）（供用に必要なインフラ・外構整備含む。）

新車庫、新自転車置場、新油庫、廃棄物保管・ゴミ庫、新キュービクル、新第3号地下水揚水ポンプ場、新急速濾過ポンプ場、庇、その他提案による附属棟

(4) 解体

本館、第1飼育実験棟、魚病指導総合センター、生物工学実験棟、更衣室・仮眠室、屋外便所、第1号地下水揚水ポンプ場、車庫、自転車置場、ゴミ置場、油庫、ボンベ庫、キュービクル、第3号地下水揚水ポンプ場、急速濾過ポンプ場、庇、その他提案による附属棟

4 事業の方式

デザインビルド（DB）方式 [設計・施工一括発注方式]

5 対象業務

本事業の対象業務は、次の業務とする。

- (1) 施設整備に係る調査業務
- (2) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (3) 申請等の手続に関する業務
- (4) 建設工事
- (5) 工事監理業務
- (6) 解体工事

6 事業期間（予定）

本事業期間は以下のとおりとする。なお、建設工事を令和10年12月末までに完了させるものとし、新棟等（3(1)、(2)、(3)に記載した新棟（以下「新棟等」という。）の供用開始が令和11年4月より行えるものとする。

工程	時期（予定）
仮契約の締結	令和8年10月中
本契約に係る議会の議決（本契約の締結）	令和8年12月下旬頃
竣工	令和10年12月
新棟等の引き渡し	令和11年1月
新棟等の供用開始	令和11年4月
解体および敷地全体の外構整備工事	令和11年4月～令和12年2月

7 予定価格

落札者を決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

第3 応募者の募集等に関する事項

1 応募者の募集および受注者選定の方法

応募者の募集および受注者選定は、総合評価落札方式による一般競争入札によるものとする

る。

本事業の入札手続は、次のとおり、(1)第一次審査(資格審査)、(2)第二次審査(基礎審査、実績審査、開札、提案審査)の2段階により実施する。

(1) 第一次審査(資格審査)

入札参加要件の審査として、第4の1に規定する応募者が、第4の2および第4の3に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。

(2) 第二次審査(基礎審査、実績審査、開札、提案審査)

(1)により参加要件を有すると確認された参加者から提出された実績、技術提案等、入札価格を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、第二次審査は、書面によるほか、プレゼンテーション・ヒアリングを通じて行う。

2 本事業の設計および工事等に関する要求水準等

事業を実施するうえで、受注者が実施すべき業務および内容は、F_要求水準書およびG_要求水準書別紙として提示する。

第4 参加要件

1 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

応募者の構成は、次のいずれかであること。なお、入札参加者の構成において、工事監理業務を担うことが困難な場合、工事監理業務を行う企業を加えることができる。

ア 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)

イ 特定JVと設計企業のグループ

ウ 特定JVと設計共同体(以下「設計JV」という。)のグループ

(2) 応募者が(1)アの場合の要件

ア 特定JVは、本事業を目的として結成され、本事業の完了により解散する2者または3者で構成される共同企業体であること。

イ 自主的に結成された共同企業体であること。

ウ 構成員は、単体企業であること。

エ 経営形態は、共同施工方式であること。

オ 特定JVの代表構成員(以下「JV代表企業」という。)の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、JV代表企業以外の構成員(以下「JV構成員」という。)の出資比率は2者の場合は40パーセント以上、3者の場合は25パーセント以上であること。

カ JV代表企業およびJV構成員の変更は、原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りでない。

キ JV代表企業が代表して参加手続を実施すること。

ク 全ての構成員が、主たる営業所(本社・本店)が滋賀県内にあること。

ケ その他特定JVの組成に際しては滋賀県建設工事共同企業体運用基準に則ること。

(3) 応募者が(1)イの場合の要件

ア 契約の相手方となる特定JVおよび設計協力事務所から構成されること。

- イ 特定JVの組成については、(2)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、クおよびケの要件に従うこと。
 - ウ 設計協力事務所の変更は、原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りでない。
 - エ JV代表企業がグループを代表して参加手続を実施すること。
 - オ JV代表企業は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (4) 応募者が(1)ウの場合の要件
- ア 契約の相手方となる特定JVおよびJV代表企業から直接業務を受託し、または請け負う設計JVから構成されること。
 - イ 特定JVの組成については、(2)ア、イ、ウ、エ、オ、カ、クおよびケの要件に従うこと。
 - ウ 設計JVは、本事業を目的として結成され、本事業の完了により解散する2者または3者で構成される共同企業体であること。
 - エ 設計JVについては、構成員のうち最大の出資比率である企業を設計JVの代表構成員（以下「設計代表事務所」という。）とする。なお、設計JVの出資比率については制限を設けない。
 - オ 設計代表事務所および設計JVの構成員の変更は、原則として認めない。ただし、県が承認した場合は、この限りでない。
 - カ JV代表企業がグループを代表して参加手続を実施すること。
 - キ JV代表企業は建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (5) 応募者または応募者の一員として本事業に応募した者は、他の応募者または他の応募者の一員になることはできない。

2 応募者の構成員に関する参加資格要件

応募者の構成員の参加資格要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 応募者に関する要件（各構成員共通事項）
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日（以下「公告日」という。）において最新のもの。以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
 - ウ 滋賀県建築設計監理事業協同組合が応募者の場合において、当該組合員でないこと。
 - エ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- (エ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- (オ) 銀行取引停止処分がなされている者
- オ 次のいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 第一次審査書類の受付締切りの日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- キ 法人税、所得税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- ク 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ケ 公告日以前 3 か月において、滋賀県発注の建築一式工事、電気設備工事、機械設備工事および建築設計等委託業務成績評定要領に規定する委託業務で評点 60 点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。
- コ 県が本事業について業務を委託している次の者およびこれらの者と資本面または人事面において関連のある者でないこと。
- ・株式会社プラスPM
 - ・日本経営システム株式会社
 - ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
- サ 滋賀県農政水産部建設工事等総合評価審査委員会審査部会（以下「審査部会」という。）の部会員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連のある者が参加していないこと。
- (2) 本事業の工事を実施する者
- 名簿において建築一式工事に係る格付一号であり、次のアおよびイの要件は、工事に当たる全ての構成員が満たすこと。また、次のウからオまでの要件は、工事に当たるJV代表企業が満たすこと。
- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に規定する特定建設業の許可を有してい

ること。

イ アの建設工事の種類として建築一式の許可を有していること。

ウ 名簿において建築一式工事に係る総合点数が1,050点以上であること。

エ 平成23年(2011年)4月1日から第一次審査書類の受付締切りの日までの間に竣工引渡しが完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、次のいずれかの工事を単体または共同企業体の代表構成員として元請契約し、施工し、および竣工引き渡した実績を有していること。

(ア) 国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物で、延べ床面積2,000㎡以上(建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の工事

(イ) 民間の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物で、延べ床面積2,000㎡以上(建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の工事

オ 本工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を配置できること。また、監理技術者資格者証および監理技術者講習会修了証を有していること。

(3) 本事業の設計業務を実施する者

次のアおよびイの要件は、設計業務に当たる全ての構成員が満たすこと。また、次のウの要件は、設計業務に当たる構成員のいずれかが満たすこと。

ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 名簿において建築設計監理の「設計監理」部門に登録されている者であること。ただし、工事を行う者が設計業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていることおよび(2)イの参加要件を満たしていること。

ウ 平成23年(2011年)4月1日から第一次審査書類の受付締切りの日までの間に設計が完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、次のいずれかの建築物の実施設計実績(元請に限る。)を有していること。

(ア) 国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物で、延べ床面積2,000㎡以上(建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の実施設計

(イ) 民間の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物で、延べ床面積2,000㎡以上(建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。)の実施設計

(4) 本事業の工事監理業務を実施する者

次のアおよびイの要件は工事監理業務に当たる全ての構成員が満たすこと。

ア 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 名簿において建築設計監理の「設計監理」部門に登録されている者であること。ただし、工事を行う者が工事監理業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていることおよび(2)イの参加要件を満たしていること。

3 配置予定技術者の参加資格要件

配置予定技術者の参加資格要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 全ての配置予定技術者

配置予定技術者は、入札参加申請時以前に、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険または厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に 3 か月以上加入していること。ただし、各保険について法令で適用除外されている場合を除く。

(2) 本事業の工事を実施する者

次のアからオまでの配置予定技術者は、JV 代表企業から配置すること。なお、兼務は可とする。

ア 統括責任者

要件なし

イ 監理技術者（新築工事）

(ア) 平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から第一次審査書類の受付締切りの日までの間に竣工引渡しが完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、次のいずれかの工事に全工程にわたり従事し、履行した実績がある者

a 国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物で、延べ床面積 2,000 m² 以上（建物 1 棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。）の工事

b 民間の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物で、延べ床面積 2,000 m² 以上（建物 1 棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。）の工事

(イ) 監理技術者資格者証および監理技術者講習会修了証を有していること。

ウ 監理技術者（解体工事）

次のいずれかの要件を満たす者

(ア) 前項イ（ア）の実績を有していること。

(イ) 敷地内に運営中の施設を有する建物の解体工事を行った実績を有していること。

エ 現場代理人（新築工事）

要件なし

オ 現場代理人（解体工事）

要件なし

(3) 本事業の設計業務を実施する者

次のアからオまでの配置予定技術者は、設計業務に当たる構成員から配置することとする。なお、次の設計業務における各主任担当技術者（管理技術者を含む。）は兼務することはできない。

ア 管理技術者

(ア) 一級建築士

(イ) 平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から第一次審査書類の受付締切りの日までの間に設

計が完成した新築、増築または改築工事のいずれかで、次のいずれかの建築物の実施設計（元請に限る。）を履行した実績がある者

- a 国または地方公共団体等が発注する工事で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型二から十二までに該当する建築物で、延べ床面積 2,000 m²以上（建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。）の実施設計
- b 民間の研究所、研究施設、理系大学または病院用途の建築物で、延べ床面積 2,000 m²以上（建物1棟における延べ床面積とし、増築または改築にあつては当該部分とする。）の実施設計

- イ 建築（総合）主任担当技術者
一級建築士
- ウ 構造主任担当技術者
構造設計一級建築士
- エ 電気設備主任担当技術者
設備設計一級建築士または建築設備士
- オ 機械設備主任担当技術者
設備設計一級建築士または建築設備士

(4) 本事業の工事監理業務を実施する者

次のアの予定技術者は工事監理業務に当たる構成員から1名配置することとする。なお、(3)に掲げる各主任技術者（管理技術者含む。）との兼務は可とする。

- ア 管理技術者
一級建築士

4 応募者を構成する法人の変更

第一次審査書類を提出してから契約締結に至るまでの間、共同企業体または協力企業を構成する法人の変更は認めない。ただし、特別の事情があり、やむを得ないと県が認めた場合は、この限りでない。

5 第一次審査基準日

第一次審査基準日は、令和8年5月26日（火）とする。

6 参加資格の喪失

参加者を構成する法人が、第4の2および第4の3に掲げる参加資格要件について、第一次審査基準日から落札者決定通知の送付日までの間に、当該要件のいずれかを満たさなくなった場合、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。なお、落札者の決定後、本契約締結までの間に、当該落札者が第4の2および第4の3に掲げる参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合には、本契約を締結しないことがある。

第5 受注者選定のスケジュール等

1 受注者選定のスケジュール

受注者選定に当たってのスケジュールは、概ね下表のとおりである。

スケジュール (予定)	受注者選定プロセス
令和8年4月23日(木)	入札公告、入札説明書等交付
令和8年5月12日(火)	入札説明書等に関する質問期限(第1回質問)
令和8年5月20日(水)	入札説明書等に関する質問への回答
令和8年5月26日(火)	第一次審査書類(参加表明、現地見学希望届)の提出期限
令和8年6月8日(月)	参加資格要件確認結果の通知(第一次審査)
令和8年6月9日(火)～6月16日(火)	現地見学
令和8年6月22日(月)	要求水準書等に関する質問期限(第2回質問)
令和8年6月30日(火)	要求水準書等に関する質問への回答
令和8年7月6日(月)	対話参加申請書類の提出期限
令和8年7月9日(木)	対話実施要領の通知
令和8年7月10日(金)～7月28日(火)	個別対話
令和8年8月4日(火)	要求水準書等に関する質問への回答 (必要に応じて)
令和8年8月4日(火)	対話内容の通知(必要に応じて)
令和8年9月2日(水)	第二次審査書類(技術提案書等)の提出期限
令和8年9月2日(水)	入札
令和8年9月3日(木)	開札
令和8年9月15日(火)～9月16日(水)	第二次審査、プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年10月中	落札者決定通知の送付
令和8年10月中	仮契約の締結
令和8年12月下旬頃	本契約に係る議会の議決(本契約の締結)

上表の日程は全て予定であり、日付の記載があるものは変更が発生した場合に、明記のないものは日時が確定したときに、速やかに県のホームページにて通知する。また、加えて担当部局より参加者のJV代表企業へ連絡を行うこととする。

2 入札説明書等の公表等

第1の2(1)および(2)に記載のA、B、C、DおよびEの書類は、県のホームページに掲載して公表し、FおよびGの書類は、B-02「守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要な事項を記載し電子メールにて提出した応募者に、滋賀県大容量ファイル転送システムを利用して配布する。

滋賀県ホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/349930.html>)

3 質問の受付等について

(1) 質問の受付

ア 質問の方法

質問の内容を分かりやすく簡潔にまとめ、B-01「入札説明書等・要求水準書等に関する質問書」に従い記入し、提出すること。なお、第2回の質問は、参加要件が認められた参加者のみ提出することができる。

イ 受付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月12日（火）まで（「配布および提出書類一覧表」を参照）

ウ 提出方法

B-01「入札説明書等・要求水準書等に関する質問書」に質問事項を記載の上、電子メールで下記宛てに提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。提出媒体は電子媒体とし、Microsoft Excel データで提出すること。質問は原則として1回限りの送付とする。可能な限り質問の内容は可否で回答できるよう考慮すること。

エ 提出先

第9の5に掲げる担当部局とする。

オ 入札説明書等に関する質問等に対する回答

回答時期	
第1回 入札説明書等の質問への回答	令和8年5月20日（水）
第2回 要求水準書等の質問への回答	令和8年6月30日（火）

提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、県のホームページで公表する。

4 第一次審査書類（資格審査）の受付

(1) 第一次審査書類の受付等

本事業の応募者は、次の手順により、第一次審査書類を県に提出し、審査を受けること。

ア 提出書類

C_様式集 入札参加表明時の提出書類一式（C-13「入札辞退届」は除く。）

イ 受付期間

令和8年5月21日（木）から令和8年5月26日（火）まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く。）（「配布および提出書類一覧表」を参照）

ウ 提出方法

「配布および提出書類一覧表」のとおり。（郵送については、配達記録が残る方法に限り、受付期間内に必着とする。）

エ 提出先

第9の5に掲げる場所とする。

(2) 第一次審査書類の構成等

第一次審査書類の構成（部数を含む。）等については、「配布および提出書類一覧表」のとおり。

(3) 第一次審査の審査方法

第一次審査は、応募者が第4の2および第4の3に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。提出書類に不備がある場合、担当部局から追加資料を求めるので、速やかに対応すること。

(4) 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、第一次審査書類を提出した応募者のJV代表企業に対して、令和8年6月8日（月）に、書面で通知する。本通知に技術提案書等およびプレゼンテーション・ヒアリング時に使用する仮企業名（アルファベット表記等）を記載するので、D_様式集 入札時の提出書類の社名記入欄にはこの名称を使用すること。なお、本入札に参加する要件を満たさないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。

ア 入札に参加する要件を満たさないとされた者は、その理由について、県に対して説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、令和8年6月15日（月）まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）に、第9の5に掲げる場所に持参により提出するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

ウ イに対する回答は、令和8年6月22日（月）までに、書面にて行う。

5 入札保証金の納付等に係る書類等の提出

本事業では免除のため、提出不要

6 現地見学の実施

(1) 現地見学参加申請書の提出

希望者は、次の手順に基づき、現地見学参加申請書を提出すること。各書類の詳細は、B-03「現地見学参加申請書」を参照すること。

ア 提出書類

B-03「現地見学参加申請書」

イ 受付期間

令和8年5月21日（木）から令和8年5月26日（火）まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く。）（「配布および提出書類一覧表」を参照）

※第一次審査書類と併せて提出すること。

ウ 提出方法

「配布および提出書類一覧表」のとおり。

エ 提出先

第9の5に掲げる場所とする。

(2) 現地見学参加通知書の交付

現地見学参加通知書に現地調査日時を記載の上、参加要件が認められた参加者のJV代表企業に対して、第一次審査結果通知書と併せて交付する。

(3) 現地見学実施期間

令和8年6月9日(火)から令和8年6月16日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(4) 留意事項

参加者間での公平性および透明性を確保するために、現地見学では質疑は一切行わないこととする。現地見学で生じた質疑は、要求水準書等に関する質問(第2回質問)にて提出すること。

7 対話の実施

(1) 目的

本事業は、水産試験場の整備事業という特殊性の高い事業であるため、F_要求水準書、G_要求水準書別紙等で示す内容に関して、県と参加者間の十分な意思疎通を図ることによって、参加者が本事業の趣旨および県の意図を理解し、県がこの趣旨等に沿ったより良い提案を受けることを目的に、参加資格要件の確認を受けた参加者を対象に個別に対話を実施する。

このため、参加者は、動線計画、配置計画および諸室面積等、要求水準書等に係る水準について、任意の様式(図面等を含む。)で質問することができる。要求水準書等の解釈方法等についての質問のみを対話項目とし、計画や提案に対する評価は行わない。なお、当該質問の内容は入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は審査に一切影響するものではない。対話の実施に当たっては、参加者間での公平性および透明性の確保に配慮する。

(2) 対話参加申請書の提出

希望者は、次の手順に基づき、対話参加申請書を提出すること。各書類の詳細は、B-04「対話参加申請書」を参照のこと。

ア 提出書類

B-04「対話参加申請書」

イ 受付期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月6日(月)まで(「配布および提出書類一覧表」を参照)

ウ 提出方法

「配布および提出書類一覧表」のとおり。

エ 提出先

第9の5に掲げる場所とする。

(3) 対話参加通知書の交付

対話参加通知書に対話実施日時を記載の上、参加資格要件が認められた参加者のJV代表企業に対して、令和8年7月9日(木)に電子メールで交付する。

(4) 対話における議題内容等申請書の提出

ア 提出書類

B-05「対話における議題内容等申請書」、添付資料（任意）

イ 受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月6日（月）まで（「配布および提出書類一覧表」を参照）

ウ 提出方法

「配布および提出書類一覧表」のとおり。

エ 提出先

第9の5に掲げる場所とする。

(5) 対話実施期間

令和8年7月10日（金）から令和8年7月28日（火）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(6) 対話実施方法

実施方法については、参加要件が認められた参加者のJV代表企業に対して、令和8年7月9日（木）に「対話実施要領」を電子メールで交付する。

(7) 留意事項

原則、対話内容は公表しない。ただし、要求水準書等の解釈方法など事業全体に係る対話内容については、事前に、当該対話を行った参加者へ公表する旨を通知した上で公表する可能性がある。なお、対話時に口頭で行った回答の内容については、県は一切の責任を負うものではない。

8 第二次審査書類（基礎審査、実績審査、提案審査）および入札書等の受付

(1) 第二次審査書類および入札書等の提出

第一次審査結果通知により入札参加資格があると認められた者は、第二次審査に係る技術提案書等を作成し、県に提出する。作成については、D_様式集 入札時の提出書類に従うこと。なお、第二次審査においては、参加者に対するプレゼンテーション・ヒアリングの実施を想定している。

ア 提出書類

(ア) D_様式集 入札時の提出書類

(イ) 内訳明細書（様式は任意）

※内訳明細書は、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を明示するものとし、積算については、単価×数量で積算することを基本とする。

※内訳明細書には、積算時の仕様（メーカーおよび品番等）を明確に記載して提示すること。

イ 受付期間

令和8年8月5日（水）から令和8年9月2日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法

書類は持参または郵送により提出するものとし、電子メールによる提出は受け付けない。各様式集の記載事項に従い提出すること。

(ア) 第二次審査書類について

本入札において、施設計画の内容を記載した第二次審査書類ならびにその他関連書類D-01「第二次審査書類提出届」からD-03「入札条件および要求水準に関する誓約書」までおよびD-09「委任状（入札参加者→特定JV代表企業）」からD-21「諸室諸元表・ルームデータシート充足チェックリスト」までを「第二次審査書類」として提出すること。

(イ) 入札書等について

本入札において、D-04「入札書」、D-05「入札価格内訳書」、D-06「建設工事費内訳書」、D-07「設計業務費・工事監理業務費内訳書」およびD-08「施設整備業務費内訳書」を表に「滋賀県水産試験場本館等整備事業 入札書等在中」と朱書きの上、厳封し提出すること。

エ 提出先

第9の5に掲げる場所とする。

(2) 第二次審査に係る技術提案書等の提出について

提出書類等の構成（部数を含む。）等については、「配布および提出書類一覧表」のとおり。（郵送については、配達記録が残る方法に限り、受付期間内に必着とする。）

(3) 県からの提示資料の取扱い

県が公表等により提示する資料は、本事業への応募および参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

9 入札手続

(1) 入札に当たっての留意事項

ア 入札書に記載する入札価格は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とする。

ウ 提出に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字および印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札価格はアラビア数字を用いること。

エ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

オ 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。

カ 入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

キ 入札には、参加者のJV代表企業の代表者のみ参加できるものとする。なお、代理人の場合には、D-10「委任状（特定JV→入札代理人）」を併せて持参すること。

- ク 参加者がいないときは、入札を中止するものとする。
- ケ 入札に当たっては、「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- コ 参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、開札前に他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- サ 入札提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出または撤回することは認めない。
- シ 参加者は、入札後、入札説明書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ス 本入札において入札参加者が 1 者のみの場合でも、入札は有効とする。

(2) 開札に当たっての留意事項

開札は、参加者の J V 代表企業の代表者またはその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、代表者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない県職員を立ち合わせてこれを行う。

ア 開札会場には、参加者の J V 代表企業の代表者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員以外は入場することができない。

イ 参加者の J V 代表企業の代表者またはその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。

ウ 参加者の J V 代表企業の代表者またはその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札執行事務に関係のある県職員に本入札における第一次審査結果の通知の写しを提出し、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

エ 参加者の J V 代表企業の代表者またはその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。

オ 開札においては参加者の入札価格の読み上げを行い、入札価格が予定価格の範囲内であるかどうかについて確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

カ 開札の日時・場所については、別途、参加者の J V 代表企業に対してメールにて通知する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)第 199 条の規定に該当する入札

イ 第一次審査確認申請書または提出した資料等に虚偽の記載をした入札

10 入札の無効

第一次審査結果通知書の送付を受けた参加者は、第二次審査書類提出の前日までの間、C-

13「入札辞退届」を県に持参または郵送（必着）により提出することで、随時、入札を辞退することができる。なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

第6 応募および参加に際しての留意事項

1 費用負担

応募および参加に関して必要な費用は、全て応募者および参加者の負担とする。

2 本事業の参加に際して不正行為等が発覚した場合の措置

本事業の参加に際し、落札者の決定までの間に、談合等不正行為の事実が発覚した場合には、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。また、落札者の決定から契約締結までの間に不正行為の事実が発覚した場合には、当該参加者と契約を締結しないことがある。さらに、契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、契約を解除することがある。

3 提出書類の著作権や特許権の取扱い

入札書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業の実施に当たって公表等が必要と認められるときは、県は技術提案書の全部または一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった技術提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェアおよび維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

第7 技術提案審査および落札者決定に関する事項

1 技術提案審査および落札者選定に関する基本的な考え方

落札者決定に際しては、学識経験者等により構成される審査部会を設置し、技術提案の審査を行う。審査の詳細は、A-01「落札者決定基準」を参照すること。

2 プレゼンテーション・ヒアリングについて

参加者に対しては、審査部会において技術提案内容の詳細について個別にプレゼンテーション・ヒアリングを行う機会を設ける。プレゼンテーション・ヒアリングは非公開で実施する。なお、日時および場所等については、別途参加者のJV代表企業に対して電子メールにて通知する。

3 落札者の決定結果の公表方法

- (1) 落札者の決定を行った場合には、県は、その結果について速やかに参加者のJV代表企業に対して通知するとともに県のホームページ等により公表する。なお、公表内容については、入札者の総合評価点および落札者の落札価格とする。
- (2) 落札者とならなかった者は、その理由について、県に対して説明を求めることができる。
- (3) (2)の説明を求める場合には、落札者決定の公表を行った翌日から起算して3日（土曜日および日曜日を除く。）以内に、書面により契約担当者に対して、非落札理由についての説明を求めることができる。なお、当該書面を第9の5に掲げる場所に持参により提出するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

4 プロジェクト概要書の提出

(1) プロジェクト概要書の提出

落札者は、技術提案の概要版としてプロジェクト概要書を作成し提出すること。

ア 提出書類

任意の書式で、A3用紙1枚以内とすること（社名の記載については仮企業名とすること）

イ 受付期間

落札者決定通知日から仮契約締結の前日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

ウ 提出方法

電子メールで下記宛てに提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。提出媒体は電子媒体としPDFおよびパワーポイントデータにて提出すること。

エ 提出先

第9の5に掲げる場所とする。

第8 本事業における契約の基本的な考え方

1 本契約に関する基本的な考え方

(1) 落札者決定後から契約締結までの特記事項

落札者決定後から契約締結までの各種費用負担および手続条件等は次のとおりである。

ア 落札者としての決定を受けて以降、契約締結までに係る費用は、参加者の負担とする。

イ 落札者が契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

ウ 契約締結に伴い、県は内訳明細書の確認を行い「単価×数量」で表記していない項目および積算時の仕様（メーカーおよび品番等）を明確に記載していない項目について、内訳明細書の修正指示を行うことがある。落札者はその指示修正に従うこと。内訳明細書に疑義があり、修正指示をしたにもかかわらずその指示に従わない場合は、契約締結を行わないことがある。

(2) 予定価格超過による再度入札の取扱い

- ア 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度入札を行う。再度入札においては、要求水準書等の仕様の変更は認めない。
- イ 再度入札は、入札を行った者の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に通知する日に再度入札を行う。
- ウ 再度入札を行った際、開札は別に通知する日に行う。
- エ 再度入札の際には入札価格内訳書等の提出は不要とする。ただし、再度入札において落札候補者となった参加者には、必要に応じ、県が再度入札に係る技術提案書等の提出を求め、確認を行うこととする。

(3) 契約の締結

この事業の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。詳細は、E-01「基本契約書(案)」からE-04「建築工事監理業務委託契約」までを参照すること。

また、落札者の決定後、この事業の契約が成立するまでの間において、当該落札者が、次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

ア 第4に掲げる要件を満たさなくなった場合

イ 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

(4) 支払条件

前金払あり、中間前金払ありおよび部分払ありとする。

(5) 支払年度区分

令和8年度債務負担行為につき、令和9年度以降に係る支払は各年4月1日以降とする。なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

- ・令和8年度 本業務対価の内、設計費・調査費
(消費税および地方消費税を含む。) 約1%
- ・令和9年度 本業務対価の内、設計費・建設工事費・工事監理費
(消費税および地方消費税を含む。) 約30%
- ・令和10年度 本業務対価の内、建設工事費・工事監理費
(消費税および地方消費税を含む。) 約60%
- ・令和11年度 本業務対価の内、解体工事費
(消費税および地方消費税を含む。) 約9%

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

落札価格の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し、または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保

証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

第9 その他本事業の実施に関する事項

1 参加者を構成する法人の名称の公表

県は、開札後、参加者を構成する法人の名称を公表することができるものとする。

2 本事業に係る情報の提供方法

その他本事業に係る情報の提供は、適宜、県のホームページ等を通じて行う。

3 本事業の入札に関する苦情の申立て

参加要件を満たさない理由および非落札理由の説明に不服がある者は、回答をした翌日から起算して7日（土曜日、日曜日および祝日を除く。）以内に、滋賀県知事に対して苦情申立てを行うことができる。

4 受注者の配置予定技術者の変更について

受注者の配置予定技術者の変更は原則不可とする。ただし、予期せぬ理由により変更する必要が発生した場合は、当該担当技術者と同等の資格および実績を有する者に限り、県への申請の提出および承認を受けた上で、変更することができるものとする。

5 書類等の提出先および問合せ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1

滋賀県農政水産部水産課

電話 077-528-3871

電子メールアドレス gf00001@pref.shiga.lg.jp